

告 示

埼玉県告示第六百二十五号

測量計画機関である富士見市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和三年五月十四日

埼玉県知事 大野元裕

- 一 測量計画機関
富士見市
- 二 作業種類
二級基準点測量
- 三 作業地域
埼玉県富士見市大字南畠新田地内外
- 四 作業期間
令和三年五月十日から令和三年六月二十五日まで